

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○被災市街地における建築制限の期間の延長

（建築宅地課）

一

告 示

○宮城県告示第二百八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十四条第二項の規定により、被災市街地における建築制限の期間を次のとおり延長する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部建築宅地課において閲覧に供する。
平成二十三年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 建築制限の区域

市町名	地区	区域
気仙沼市		魚町二丁目、南町二丁目、南町三丁目、幸町四丁目、内の脇一丁目、内の脇二丁目、内の脇三丁目、仲町一丁目、仲町二丁目、弁天町一丁目、弁天町二丁目、潮見町、潮見町二丁目、川口町一丁目、川口町二丁目、朝日町、一景島、内ノ脇、新浜町二丁目、浜町一丁目、浜町二丁目、本浜町一丁目、本浜町二丁目、錦町一丁目、錦町二丁目、東みなと町、中みなと町、赤岩港、赤岩宮口下、波路上岩井崎、波路上内沼、波路上崎野、波路上明戸、波路上杉ノ下、波路上野田、波路上瀬向、波路上牧、波路上後原、最知森合及び最知川原の全部並びに南町海岸、魚市場前、魚町一丁目、

名取市	東松島市	女川町
閑上地区	野蒜地区	大曲地区
閑上字昭和、閑上一丁目、閑上二丁目、閑上三丁目、閑上四丁目、閑上五丁目、閑上六丁目及び閑上七丁目の全部並びに閑上字五十刈、閑上字新鶴塚、閑上字新町頭、閑上字鍋沼、閑上字仏文寺及び閑上字庚申塚の一部	新東名一丁目、新東名二丁目、新東名三丁目、新東名四丁目、野蒜字北赤崎、野蒜字西余景及び大塚字北林下の全部並びに大塚字長石、野蒜字亀岡、野蒜字北大仏、野蒜字北針生、野蒜字北余景、野蒜字下沼、野蒜字南赤崎、野蒜字南針生及び野蒜字南余景の一部	大曲字土手下南の全部並びに大曲字下台、大曲字沼尻及び大曲字道下南の一部
魚町三丁目、沢田、八日町二丁目、八日町三丁目、三日町一丁目、南町一丁目、南町四丁目、港町、柏崎、河原田一丁目、河原田二丁目、幸町一丁目、幸町二丁目、幸町三丁目、浜見山、南が丘二丁目、西みなと町、西八幡町、栄町、新浜町一丁目、東中才、東八幡前、松崎尾崎、松崎片浜、松崎中瀬、松崎前浜、松崎北沢、赤岩館森、赤岩五駄鱈、赤岩館下、赤岩杉ノ沢、赤岩小田、松崎高谷、松崎馬場、岩月千岩田、岩月宝ヶ沢、岩月台ノ沢、岩月星谷、波路上向原、波路上向田、波路上内田、波路上原、長磯原、長磯森、長磯後沢、長磯鳥子沢、最知北最知及び最知南最知の一部		旭が丘一丁目、旭が丘二丁目、浦宿浜字浦宿、浦宿浜字小屋の口、浦宿浜字原、浦宿浜字浜田、浦宿浜字蓬田、女川浜字伊勢、女川浜字東伊勢、黄金町、寿町、桜ヶ丘、清水町、鷲神浜字洗、鷲神浜字大道、鷲神浜字齊ノ神、鷲神浜字丸山、鷲神浜字向及び鷲神浜字鷲神の全部並びに石浜字石浜、石浜字崎山、石浜字高森、石浜字七曲、浦宿浜字石ノ田、浦宿浜字尾田峯、浦宿浜字十二神、浦宿浜字袖山、浦宿浜字外山、浦宿浜字門前、女川浜字女川、女川浜字大原、女川浜字川尻、女川浜字北伊勢、女川浜字新田、女川浜字日蔭、宮ヶ崎字田ノ畑入、宮ヶ崎字宮ヶ崎、鷲神浜字堀切、鷲神浜字荒立、鷲神浜字内山、鷲神浜字堀切山、鷲神浜字向山、

南三陸町	志津川地区	小乗浜字小乗、小乗浜字向及び針浜字針浜の一部
		志津川字五日町、志津川字大森町、志津川字塩入、志津川字汐見町、志津川字天王前、志津川字十日町、志津川字本浜町、志津川字廻館前及び志津川字南町の全部並びに志津川字新井田、志津川字大久保、志津川字大森、志津川字御前下、志津川字上の山、志津川字城場、志津川字助作、志津川字竹川原、志津川字天王山、志津川字中瀬町及び志津川字廻館の一部

二 建築制限の内容

一の区域内においては、建築物（次に掲げるものを除く。）の建築を禁止する。

- 1 停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
- 2 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- 3 その他一の区域内の市又は町の意見を聴き、その復興に係る事業の施行に支障がないと知事が認める建築物

三 延長後の建築制限の期間

平成二十三年四月十二日から同年五月十一日までの間